

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年2月5日
【会社名】	リアルコム株式会社
【英訳名】	Realcom Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 龍 潤 生
【最高財務責任者の役職氏名】	取 締 役 吉 永 正 紀
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川2 - 2 - 4 天王洲ファーストタワー5F
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年9月30日に提出いたしました第16期（自平成26年7月1日 至平成27年6月30日）内部統制報告書の記載事項の一部に不備がありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____付して表示しております。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

（訂正前）

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結ベースの連結売上高の概ね3分の2を占める事業拠点を評価の対象としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び仕入、棚卸資産、売上原価に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点がかわらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について、財務報告への影響を勘案して、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測・評価を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを個別に評価対象に追加しております。

（訂正後）

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結ベースの連結売上高の概ね3分の2を占める事業拠点を評価の対象としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び仕入、棚卸資産、売上原価に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点がかわらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について、財務報告への影響を勘案して、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測・評価を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを個別に評価対象に追加しておりますが、当連結会計年度においては重要なものはないと判断し、評価対象としておりません。